

国立大学法人奈良教育大学理事付アドバイザーに関する規則

平成19年4月27日
制 定

改正 平成24年 2月22日規則第17号

改正 平成27年 7月29日規則第39号

(設置)

第1条 国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第7条第1項第四号の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）に若干名の理事付アドバイザーを置くことができる。

(職務)

第2条 理事付アドバイザーは、次の各号に掲げる業務のうち、学長が指定する業務を担当する。

- 一 教学支援（地域連携を含む。）に関する事項
- 二 就職支援に関する事項
- 三 法人業務支援に関する事項
- 四 その他学長が必要と認める業務に関する事項

(選任)

第3条 理事付アドバイザーは、前条各号に定める事項についての専門的知識及び経験を有する本学教職員の中から、学長が選任する。

2 学長は、前項の規定により適任者が得られない場合で、特に必要と認めるときは、外部の有識者を選任することができる。この場合、国立大学法人奈良教育大学教職員就業規則（平成16年奈良教育大学規則第43号）第21条に規定する定年年齢を超えた者についても選任することができる。

(任期)

第4条 理事付アドバイザーの任期は1年とし、再任を妨げない。

(服務)

第5条 外部の有識者が理事付アドバイザーとなった場合は、非常勤とする。

(事務)

第6条 理事付アドバイザーに関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成19年4月27日から施行する。

附 則（平成24年規則第17号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第39号）

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。